

公表対象物一覧

鹿行広域事務組合火災予防条例第48条の規定に基づき、違反对象物の公表をしています。

【違反の危険性】

- 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備（消火設備）が未設置の場合は、火災の際に初期消火が期待できず、延焼拡大の恐れがあります。
- 自動火災報知設備（警報設備）が未設置の場合は、火災の際に早期発見が遅れ、避難や初期消火が期待できず、延焼拡大の恐れがあります。

防火対象物の名称	防火対象物の所在地	違反の内容	公表日	管轄消防署
有限会社 スーパーさかもと	行方市芹沢746-26	自動火災報知設備未設置	令和元年5月7日	行方消防署
ぴんや食堂	潮来市牛堀14-1	自動火災報知設備未設置	令和元年5月7日	潮来消防署
ニューいせ山	行方市小貫406-1	自動火災報知設備未設置	令和元年5月7日	行方消防署
藤屋	行方市玉造甲408	屋内消火栓設備未設置	令和元年5月9日	行方消防署
タイヤショップ ドライブイン	潮来市延方3966-1	自動火災報知設備未設置	令和元年5月20日	潮来消防署